

上山市消費生活センターだより

令和元年6月発行

架空請求が増えています。ハガキ・封書に書かれた電話番号にかけないで!!

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ 訴訟管理番号 (て) 396

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させて頂きます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させて頂きます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 〇〇年 4月 〇〇日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-6912-〇〇〇

受付営業時間(日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地 〇〇号

特徴

取り下げ最終期日の前日あたりに届く

消費者に考える時間を与えず、あわてさせる。

書いてある電話番号に電話をすると・・・受付が弁護士をご紹介(実は詐欺グループの1人)



消費者庁イラスト集より

弁護士をよそおった人に解除料として10万支払うよう言われた、また、相手方がさらに和解金などを要求してきた、お金は9割戻すからと言われて何回も送金しているうちに・・・100万、200万円支払っていた・・・なんてことに!!

このようなハガキ・封書が届いたら → 電話しないで破棄する!!

◎ 「もしかして本当に裁判になるの?」 → なりません。

裁判の場合、ハガキで送られることはありません。また、封書が郵便受けに投函されることもありません。

裁判所からの通知の場合は、郵便局員が宛名人に手渡しするのが原則で、受取の際に「郵便送達報告書」への署名又は押印が求められます。

◎ 金銭(プリペイドカードやギフト券の番号等も含む)を支払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。

警察相談専用電話 ☎ #9110 全国共通短縮ダイヤル

定期購入にご注意!! 「お試し価格」で500円

お試しのつもりで購入したのに、定期購入になっていたなんてことはありませんか？

「お試し価格」で500円となっても、スマホ・携帯サイトを最後まで読んでみると、小さく「5回以上の購入が条件です。」などと記載されていることがあります。「お試し価格」は要注意です。最後までしっかり読んで確認してから契約しましょう。



消費者庁イラスト集より

ご家庭でもぜひ消費者トラブルについて話題にしてみてください。就職や学業のため離れて暮らすお子さま等にはこちらをお知らせください。

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

全国共通の電話番号です。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

「消費生活センター」ってどんなところ？



消費生活に関する次のような相談ができます。



消費者庁イラスト集より

○事業者との契約に関するトラブル ○架空請求・不当請求

○悪質商法、訪問販売、通信販売に関するトラブル

○クーリング・オフについて 等々…

消費生活相談員が、相談事を解決できるように対処方法の助言や情報提供などを行います。相談料は無料です。相談者の方の秘密は厳守されます。

消費生活で少しでも「おかしい」「不安」と思ったら、どうぞ早目にお電話ください。

【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115